

職場定着支援助成金・建設労働者確保育成助成金の利用をご検討されている事業主の皆さまへ

平成27年12月1日から

- ・ **職場定着支援助成金**(個別企業助成コース)
- ・ **建設労働者確保育成助成金**(雇用管理制度コース)

の健康づくり制度のうち、

「メンタルヘルス相談」を助成対象外とする予定です。

魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆さまを支援する「**職場定着支援助成金(個別企業助成コース)雇用管理制度助成**」及び「**建設労働者確保育成助成金(雇用管理制度コース)**」は、平成27年12月1日から改正労働安全衛生法に基づきストレスチェックの実施が義務化されることを受け、**健康づくり制度のうち「メンタルヘルス相談」を助成対象外**とする予定です。

平成27年11月30日以前

平成27年12月1日以降

対象となる雇用管理制度

イ 評価・処遇制度

ロ 研修制度

ハ 健康づくり制度

〔 職場定着支援助成金は①～④のいずれか、
建設労働者確保育成助成金は①または④
の導入が対象 〕

① 人間ドック

② 生活習慣病予防検診

③ 腰痛健康診断

④ **メンタルヘルス相談**

ニ メンター制度

イ 評価・処遇制度

ロ 研修制度

ハ 健康づくり制度

〔 職場定着支援助成金は①～③のいずれか、
建設労働者確保育成助成金は①の導入が
対象 〕

① 人間ドック

② 生活習慣病予防検診

③ 腰痛健康診断

④ **対象外**

ニ メンター制度

平成27年12月1日以降に提出される雇用管理制度整備計画から適用する予定です。

平成27年11月30日以前に雇用管理制度整備計画を提出した事業主の方は、引き続きメンタルヘルス相談の実施による助成を受けることができます。

詳細は、管轄の都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

